

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 31 年 2 月 26 日策定
令和 4 年 3 月 25 日一部改正
江南市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の行う必須事務として明確に位置づけられ、法第 7 条第 1 項に基づき、具体的な目標と推進方法を定める。

本市においては、愛知県の北西部に広がる濃尾平野の一角に位置し、その立地条件を生かして露地野菜を主体とする農業生産を展開してきた。

しかし、名古屋市から 20 km 圏に位置し、公共交通機関にて約 20 分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み宅地と農地が混在することとなっており、近年は生産者の高齢化、兼業化及び担い手不足が進み、地域農業は厳しい状況に置かれている。

このような中、農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に関して取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特徴、強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、江南市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和 5 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A) (ha)	遊休農地面積 (B) (ha)	遊休農地の割合 (B/A) (%)
現 状 (平成 30 年 3 月)	654	0	0
(令和 3 年 3 月)			
【当初目標】	639	0	0
現 状	596	0	0
(令和 5 年 3 月)			
【当初目標】	629	0	0
目 標	586	0	0

注1：管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積である。

注2：遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査により把握した、第32条第1項の1号及び2号に該当する総面積である。

注3：管内の農地面積は5ha/年の転用等による削減を見込んだ。

注4：管内に遊休農地が散見されることから、令和5年度の見直しに向け、遊休農地面積の調査及び精査を行う。

【目標設定の考え方】

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目指している。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、農業委員と推進委員の連携において実施する。また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

② 関係機関との連携について

利用状況調査と利用意向調査の結果を踏まえ、江南市、農地中間管理機構、愛知北農業協同組合などと連携し、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

③ 非農地判断について

非農地判断について、利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて慎重に非農地判断を行い、守るべき農地を明確にする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標管内農地面積

	管内の農地面積 (A) (ha)	集積面積 (B) (ha)	集積率 (B/A) (%)
現 状 (平成 30 年 3 月)	654	28.58	4.4
(令和 3 年 3 月)			
【当初目標】	639	63.9	10.0
現 状	596	35.26	5.8
(令和 5 年 3 月)			
【当初目標】	629	314.5	50.0
目 標	586	293	50.0

【目標設定の考え方】

「江南市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が本市全体の農用地の利用に占める面積のシェアの目標をおおむね 5 割としていることから、集積率目標を 50%とする。

※参考 担い手の育成・確保状況

	総農家数 (うち、主業 農家数)	担い手			
		認定農業者	認定 新規就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成 30 年 3 月)	1,017 (22)	20	5	11	0
(令和 3 年 3 月) 【当初目標】	1,017 (25)	25	5	8	0
現 状	857 (25)	20	10	12	0
(令和 5 年 3 月) 【当初目標】	1,017 (30)	30	5	5	0
目 標	857 (30)	30	12	12	0

注 1 : 「総農家数 (うち、主業農家数)」平成 30 年 3 月現状値は 2015 年農林業センサスの数値を記入する。

注 2 : 「総農家数 (うち、主業農家数)」令和 3 年 3 月現状値は 2020 年農林業センサスの数値を記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の見直しについて

農業委員会として、人と農地の問題を解決するために、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、江南市、愛知県農地中間管理機構、愛知北農業協同組合など関係機関と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地利用集積円滑化事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

所有者不明土地に対する法改正の動向を注視し、必要があれば公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （数字は現状からの累計）	新規参入者数（法人） （数字は現状からの累計）
現 状 （平成 30 年 3 月）	5	1
（令和 3 年 3 月） 【当初目標】	8	2
現 状	10	4
（令和 5 年 3 月） 【当初目標】	10	3
目 標	12	5

【目標設定の考え方】

「江南市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における新規就農者の目標を踏まえ年 1 経営体の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

新規就農希望者への農地の紹介については、農業委員会や農地中間管理機構が仲介し、栽培技術や経営面については、県農業改良普及課や愛知北農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り支援する。

② 企業参入の推進について

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入について推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、将来の担い手として育成の役割を担う。